

指導員・準指導員受検者および県公認スキー準指導員養成講習会

主催	福井県スキー連盟		
期日	(理論) 令和6年 11月 10日(日) (実技・前期) 令和7年 1月 2日(木)・3日(金) (実技・後期) 令和7年 2月 15日(土)・16日(日)		
会場	(理論) 福井県生活学習館ユ一・アイふくい(福井市下六条町14-1) (実技・前期) 九頭竜スキー場(1月2日・3日) (実技・後期) 九頭竜スキー場(2月15日・16日)		
参加資格	① 指導員受検者は、準指導員の有効な資格を有し、合格年度を含めず2年以上を経過している者 受検する年度の4月1日現在(令和6年4月1日現在)、21才以上の者 ② 準指導員受検者は、前年度までに級別テスト1級を取得した者 受検する年度の4月1日現在(令和6年4月1日現在)、18才以上の者 ③ 県公認スキー準指導員取得希望者は、前年度までに級別テスト2級以上を取得した者 受講する年度の4月1日現在(令和6年4月1日現在)、18才以上の者 ④ 上記①②③で所属団体長の推薦を得た者		
責任者	教育本部長	黒瀬 久喜	
	スキー部長	雨塚 豊治	
講師	SAJ専門委員 SAJスキー技術員 SAJパトロール技術員		
総務主任	村上 嘉尚		
総務	企画委員会		
受付	(理論) 福井県生活学習館ユ一・アイふくい	9:00~9:20	
	(実技・前期) 九頭竜スキー場 レストラン樹林入口	9:00~9:15	
	(実技・後期) 九頭竜スキー場 レストラン樹林入口	9:00~9:15	
講習時間	(理論) 9:30~16:30		
	(実技) 9:30~12:00 13:00~15:30		
受講料	理論講習 5,000円		
	実技講習(前期) 10,000円、(後期) 10,000円		
	(※県公認スキー準指導員のための申込の場合は、実技講習の後期は受講不要です。)		
	(※県公認スキー準指導員の認定料10,000円は1月3日、持参必要です。)		
持参品	理論講習で使用するテキスト(日本スキー教程、資格検定受検者のために2024、日本スキー教程安全編)、筆記用具		
申込方法	所定の申込書(福井県スキー連盟HPよりダウンロード)に必要事項を記入して、企画委員会事務局まで郵送して下さい。 また、受講料は各所属クラブ名で下記口座に振り込んで下さい。 なお、申込受付後の返金は主催者側の都合による中止以外は行いません。		
申込先	福井県スキー連盟 教育本部 企画委員会事務局		
	〒919-0442 坂井市春江町寄安11-6 田邊 純代	TEL 090-3296-7748	
振込先	越前信用金庫 本店営業部 店番号 001 普通 口座番号 0433063		
	福井県スキー連盟 教育本部事務局 村上 嘉尚		
申込期限	令和6年10月25日(金) (必着)		

指導員・準指導員受検者および県公認スキー準指導員養成講習会 日 程 表

講習内容		講習時間	日程	会場	対象者
1 基 礎 理 論	1. 日本スキー教程 2. 資格検定受検者のために2024 * 刊行予定のため未定	4 H	R6. 11. 10	福井県生活学習館 ユウ・アイふくい	指導員・準指導員受検者 県公認準指導員取得希望者
	1. 日本スキー教程 * 刊行予定のため未定	2 H	R6. 11. 10	福井県生活学習館 ユウ・アイふくい	指導員・準指導員受検者 県公認準指導員取得希望者
	1. 日本スキー教程 2. 資格検定受検者のために2024（自主学習） * 刊行予定のため未定	9 H	提出期限 R7. 1. 2	レポート作成	指導員・ 準指導員受検者
2 実 技 実 習	実技実習（前期）	10 H	R7. 1. 2 R7. 1. 3	九頭竜スキー場	指導員・準指導員受検者 公認準指導員取得希望者
	実技実習（後期）	10 H	R7. 2. 15 R7. 2. 16	九頭竜スキー場	指導員・準指導員 受検者
	体力トレーニング（自主学習）	2 H	提出期限 R7. 1. 2	レポート作成	指導員・準指導員 受検者
3 指 導 実 習	指導実習	2 H	検定会迄に各スキー学校で 受講する事		指導員・準指導員 受検者
	指導実習（自主学習）	4 H	提出期限 R7. 1. 2	レポート作成	指導員・準指導員 受検者
合 計		43 H	（集合講習28H・自主学習15H）		

- 指導員・準指導員受検者は43時間の養成講習会を修了すること。
基礎理論9時間、実技実習の体力トレーニング2時間、指導実習4時間は自主学習とする。
課題のレポートを提出し合格した時点で理論9時間、実技2時間、指導4時間の終了とする。
- 養成講習会修了者には修了証書を発行する。
- 指導員養成講習会を修了し、修了証書によって証明された者は3か年有効とする。
- 準指導員養成講習会を修了し、修了証書によって証明された者は基礎理論15時間、指導実習6時間の有効期間を2か年とし、実技実習22時間は受講年度のみとする。